

日本風力開発株式会社「(仮称)車力風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する
意見について

平成30年8月15日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)車力風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」について、日本風力開発株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所：青森県つがる市
- ・原動力の種類：風力(陸上)
- ・出 力：最大18,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成30年 5月24日
環境大臣意見受理	平成30年 8月10日
経済産業大臣意見	平成30年 8月15日

問合せ先:電力安全課 高須賀、松橋、常泉
電話03-3501-1742(直通)

日本風力開発株式会社「(仮称)車力風力発電事に係る業計画段階環境配慮書」に対する 意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域並びに風力発電設備及び附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討においては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。また、保安林については同区域から可能な限り除外を検討するとともに、その他改変を想定しない区域についても、同区域から除外すること。

(2) 累積的な影響

事業実施想定区域及びその周辺においては、他事業者による複数の風力発電所が建設中又は環境影響評価手続中であることから、工事中及び供用時の騒音、供用時の風車の影、鳥類並びに景観等に対する累積的な影響が懸念される。このため、既存の風力発電設備等に関するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について、適切な調査、予測及び評価を行うこと。

(3) 事業計画の見直し

上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には、多数の住居及び環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在しており、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には、多数の住居等が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺はオジロワシ、チュウヒ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、同区域の周辺にはガン・カモ類及びハクチョウ類の渡来地として「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(平成28年4月環境省)に選定された十三湖及び岩木川河口が存在し、渡り鳥の渡り経路になっていることから、本事業の実施に伴い、風力発電設備への衝突事故及び移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 水生生物等に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、重要な水生生物等の生息地として「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に選定された屏風山湿原池沼群が存在していることから、本事業の実施により、濁水等による水生生物等及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、同区域における湿地や沢筋等を

把握した上で、専門家等からの助言を踏まえ、水生生物等及び生態系への影響を適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、水生生物等及び生態系への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 景観に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、自然公園法(昭和32年法律第161号)に基づき津軽国定公園に指定されており、同国定公園内には「呑龍岳展望台」及び「高山展望台」等の主要な眺望点並びに車道、歩道、園地等の利用施設が存在していることから、これら眺望点からの眺望景観への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により、主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野を考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、重要な眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たって、専門家等からの助言並びに国定公園等の管理者、利用者、地域住民及び関係する地方公共団体等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。